共通資料4

令和3年度介護保険施設等集団指導 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況



本県の施設内虐待の状況(令和元年度) 被虐待者の性別 虐待の類型 被虐待者の約9割が女性 身体的虐待、心理的虐待の順に多い 身体的虐待 心理的虐待 88.2% 45.8% 37.5% 経済的虐待 4.2% 被虐待者の年齢 虐待があった施設等 約7割が85歳以上 令和元年度はグループホームが最多 認知症対応型共 同生活介護 特別養護老 75-79歳 85-89歳 90歳以上 人ホーム 47.1% 介護老人保健施設 12.5% 80-84歳 11.8% 組織運営上の課題 虐待を行った職員の課題 (件) (件) 虐待防止等の取組が不十分 職員のストレス・感情コントロール 連携体制が不十分 権利擁護等の知識・意識不足 職員の指導管理体制が不十分 職員が相談できる体制が不十分 職員の性格や資質の問題 事故や苦情対応の体制が不十分 職員研修の機会や体制が不十分 職員の倫理観・理念の欠如 業務負担軽減に向けた取組が不十分 職員の業務負担の大きさ 職員同士の関係を作りにくい 開かれた施設運営がなされていない 介護や認知症等の知識・技術不足 介護方針の不適切さ 待遇への不満 2 高齢者へのアセスメントが不十分

共通資料4-1

高齢者虐待防止法

(H18.4.1施行)

『高齢者の虐待防止, 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』

■ 目的 (法第1条)

- ① 高齢者虐待の防止
- ② 高齢者虐待を受けた者の保護
- ③ 養護者の負担軽減

■ 虐待の類型 (法第2条)

- ① 身体的虐待
- ② 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)
- ③ 心理的虐待
- 4) 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待

■ 定義 (法第2条)

「高齢者」とは・・・65歳以上の者

「養護者」とは・・・ 高齢者を現に養護する者であって,養介護施設 従事者等以外のもの

「養介護施設従事者等」とは・・・

老人福祉法または介護保険法に規定する養介護施設, 養介護事業において業務に従事する者

※ 業務時従事する者は、直接介護サービスを提供しない施設長や事務職員、 介護職以外で直接高齢者と関わる職種も含む。

3

養介護施設・養介護事業とは

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	・老人福祉施設・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業

養介護施設従事者等の通報義務

虐待を受けたと思われる高齢者を発見したら



●養護者による虐待【家庭内虐待】

(高齢者虐待防止法第7条)

- ・生命又は身体に重大な危険がある場合
- 通報義務

・それ以外の場合

- 努力義務
- ●養介護施設従事者等による虐待【施設内虐待】

(同法第21条

○従事者等本人が従事する施設等で発見

通報義務

※生命等への重大な危険の有無に関わらず、通報義務がある。

- ○それ以外で発見
 - ・生命又は身体に重大な危険がある場合 🖚
- 通報義務

・それ以外の場合

多

努力義務

通報者の保護

(高齢者虐待防止法第21条)

●守秘義務との関係

秘密漏示罪や 守秘義務違反に問われることはない。

●不利益取扱いの禁止

通報したことを理由として 不利益な扱いを受けない。

(解雇,降格,減給など)

※いずれも、虚偽・過失を除く。

早期発見・早期対応をはかるため

虐待と疑われる事案が発生したときこそ・・・ 適切なケア・サービスの提供ができているか確認・検討を!

۵